



農業委員会委員一般選挙

投票日は
7月13日

7月19日で任期満了となる庄原市農業委員会委員の一般選挙は、7月6日(日)告示、7月13日(日)投票の日程で、6つの選挙区に分けて行います。

この選挙は、市の農業に関する諸課題の解決に向けて、中心的役割を担う農業者の代表を選ぶ身近で重要な選挙です。明るく正しい選挙を実現しましょう。

選挙すべき委員の定数は合計35人で、各選挙区の区域、定数は次のとおりです。

選挙区	区域	定数
第1	旧庄原市・旧総領町	14
第2	旧西城町	4
第3	旧東城町	8
第4	旧口和町	3
第5	旧高野町	3
第6	旧比和町	3

●投票日時

7月13日の7時から18時まで。ただし、一部の投票所で19時まで投票ができます。

なお、候補者数とその選挙区の定数を超えないときは、その選挙区では投票を行いません。投票を行う場合、入場券を有権者の皆さんへ郵送します。

●投票所

市内76カ所。投票所は入場券に記載されています。

この選挙では、一般の選挙とは投票区域が異なる地域があります。入場券に記載されている投票所名をよく確認して、所定の投票所で投票してください。

●有権者

この選挙では、平成26年1月1日現在で、農家の皆さんから提出された申

請書に基づいて審査、調製し、3月31日で確定した農業委員会委員選挙人名簿を使用します。このため、この選挙人名簿に登録されている人しか投票できません。

次に該当する人は、選挙人名簿に登録されていませんので、ご承知ください。

- 本年1月に農業委員会へ名簿登録の申請書を提出していない農家世帯の人
 - 非農家世帯、耕作面積10アール未満の農家世帯の人
 - 農業委員会への手続きを行わないで、第三者所有の10アール以上の農地を借りて耕作している農家世帯の人
- また、選挙人名簿に登録されていても、次に該当する人は投票できません。
- 名簿登録後に市外転出、非農家世帯へ市内転居した人
 - 名簿登録後に農地の賃貸などにより、耕作面積10アール未満となった農家世帯の人

問い合わせ

選挙管理委員会事務局
☎0824・73・1126